

あやべチャレンジ応援補助金交付要領

1 趣旨

この要領は、市民団体等が自ら企画・実施するイベントなどに対し交付する「あやべチャレンジ応援補助金」について、綾部市団体事業補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。

2 補助金の目的

市民団体等が実施する公益的な事業（市民に対して広く行っていると認められる事業等）を支援し、将来的に自立した活動となることを目指しサポートするものです。

3 補助対象団体

次の要件をすべて満たし、市長が適当と認めた団体とします。

- ① 市民等が主体的に参画する非営利団体（市民団体等）であること
- ② 営利又は構成員の互助を主たる目的とする団体でないこと
- ③ 特定の政治・宗教等に関わる団体、暴力団の統制下にある団体でないこと

4 補助対象事業

次の要件をすべて満たし、市長が適当と認めた事業とします。

- ① 市民団体等が実施するもので、営利を目的とせず広く市民等が参加できる事業
- ② 地域の活性化や市民協働のまちづくりにつながるもので、平和や環境、文化、地域資源等を活用して事業効果に持続性・発展性が認められる事業
- ③ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に実施される事業
- ④ 直接、間接問わず、綾部市の他の補助金等の交付を受けないもの（国、京都府、他の団体等（以下、「国等」とする。）から補助金等の交付を受ける場合は、国等に特段の定めがあるものを除き、当該補助金を充当できる。）
- ⑤ 本補助金の初回申請から3年目までの事業

※ 対象外となる事業例

- ・ 市外で実施するもの
- ・ 他の収入により全体事業費が賄えるもの
- ・ 特定の政治及び宗教活動並びに営利活動とみなされるもの
- ・ 特定の人や会員など、限られた人のみを対象としたイベントなど（以前から毎年実施されている夏祭りなど、単独自治会で実施する祭りや文化祭など）
- ・ 冊子・記念誌等の製作のみを目的とするもの
- ・ 初回申請から4年目以降の事業

5 補助金の額等

(1) にぎわいづくり部門

①スタートアップコース

- ・新規事業対象
- ・補助率 2 / 3 (上限 20 万円)

②フォローアップコース

- ・継続事業対象
- ・補助率 1 / 2 (上限 10 万円)

(2) プロジェクトチームX部門

- ・プロジェクトチームXの研究成果に基づき実施する事業が対象 (研究を実施したチームではない団体が実施する場合も対象)
- ・補助率 10 / 10 (上限 20 万円)

6 補助対象経費

補助対象となる経費及びならない経費は別紙のとおりです。なお、交付決定後の事業着手が原則ですが、あらかじめ指令前着手届を提出することにより、交付決定前の着手は可能で、着手日以降の支出についても補助対象となります。ただし、交付決定とならなかった場合は、補助金の交付は受けられませんので、注意してください。

7 申請受付

随時

8 提出書類

申請等については、綾部市団体事業補助金等交付規則に基づく必要書類を提出してください。

○申請時

- ・補助金等交付申請書 (様式第 1 号)、事業計画書 (様式第 2 号)、
収支予算書 (様式第 4 号)、団体の構成員がわかる書類 (別添参考様式)、
その他参考となるべき書類

○事業完了時

- ・実績報告書 (様式第 10 号)、事業実績書 (様式第 2 号)、収支計算書 (様式第 4 号)

※ただし、完了報告は事業完了から 30 日以内、又は 3 月 10 日のいずれか早い日までが期限

9 交付決定

交付申請事業について審査し、交付決定の可否について通知します。

10 その他

- 補助金は事業が完了した後に交付します。ただし、概算交付の必要を認めるときは、交付決定額の8割以内において一括又は分割して補助金の概算交付をすることができます。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
- 申請は同一年度内に一団体当たり一回限りとなります。
- 過去の補助金活用実績に関係なく、既存事業の場合は継続事業とします。
- 今年度については、令和8年4月～6月に実施した事業も対象となる場合がありますので、ご相談ください。
- 同一事業に対し、最大3回まで採択可能です。

以下をご参照ください。

ケース	1年目（初年度）	2年目	3年目
①	2/3、200千円	1/2、100千円	1/2、100千円
②	1/2、100千円	1/2、100千円	1/2、100千円
③	10/10、200千円	2/3、200千円	1/2、100千円

※①及び②は、イベントに対する補助を想定（①＝新規、②＝継続）

※③は、PTX経由の市民提案型事業に対する補助を想定

〈お問い合わせ〉

企画総務部 企画政策課 電話：0773-42-4215（直通）

Mail：kikakuseisaku@city.ayabe.lg.jp